

カナダにみる離婚扶養料の一時払い

——とくにコモン・ロー諸州について——

村 井 衡 平

目 次

- 一 はじめに—わが国の事情
- 二 離婚扶養料と立法管轄権
- 三 夫婦財産制の改正との関係
- 四 離婚扶養料の一時払いと定期払い
- 五 一時払いを認める事情
- 六 おわりに

一 はじめに

わが国において、離婚給付というとき、それは夫婦が離婚するに当り、または離婚後に、一方から他方に対して給付される金銭その他の財産を意味したり、そのような財産を給付すること自体を指している。民法の中に離

婚給付という文言はどこにも使用されていないが、それを請求できる具体的な権利として、第七六八条一項の財産分与請求権と第七〇九条および第七一〇条による慰謝料請求権が認められている。つまり、離婚給付の内容は大きく分けて、財産分与と慰謝料の二つとなる。ここでとくに財産分与の本質あるいは性格についてみれば、夫婦共有財産の清算が中心的な役割を果し、補充的なものとして離婚後の扶養という要素が含まれていることは学説・判例ともに認めている⁽¹⁾。しかし、離婚後の扶養について別個の規定を設けることはせず、財産分与という大枠のなかで解決すべき問題とされている。

ここで、離婚手続の順を追ってみるとき、離婚総数の約九割を占める協議離婚において、離婚給付の問題が当事者間で任意に解決された場合でも、その内容を知ることが不可能である。また、家庭裁判所の調停による離婚はすべて非公開で行われ、調停成立後もその内容が公表されることはなく、どのような離婚給付が行われたのか、知ることができない。ただ、公表された統計資料⁽²⁾によって、合意された離婚給付の金額とその件数とが婚姻期間との関係で明らかにされるのみである。たとえ、離婚後の扶養料について当事者間で取決めがあったとしても、内容を知ることができない。また、調停による離婚が離婚総数の約八パーセントであるのに対し、通常の裁判所の判決による離婚は調停離婚の十パーセントにも及ばない。離婚判決において離婚後の扶養料が明示される場合でも、財産分与と別個の項目としてではなく、あくまでも財産分与の枠のなかで決定されるにすぎない。

離婚に際して、夫婦共有財産が多額なものとして存在しており、その清算によって配偶者（主として妻）の離婚後の生活を十分に保障できておれば、補充的なものとしての離婚扶養料を考える必要はない。また、妻が職業に従事して自活能力を具えているか、多額の特有財産を所有しているときも、離婚扶養料を必要としない。だが、実情はこれとららはらに、ほとんどの場合、離婚後の妻の生活を維持するための金銭的な給付を必要としている。

そして、現実にはそれが給付されるとき、たとえ扶養料という名のもとでの一時払いであっても、少額の一時金にすぎないとか、それさえも事情に応じて分割払いとされる。実質的にみて妻の再婚や死亡までの生活の安定を保障する給付ではなく、離婚という突発的な生活の危機にとりあえず対処するための手当にすぎないのが実情といえよう。

参考のために、最近の事例を二件あげてみよう。

東京高裁判平成元年十一月二十三日の判決⁽⁴⁾によれば、婚姻期間約五十二年間（うち同居十二年でそのうち四年間出征、別居四十年）の夫婦で、有責配偶者からの離婚請求の差戻審において、著しく社会正義に反するといえるような特段の事情のない限り離婚請求を認容すべきであるとの上告審の判断をうけて、有責配偶者の離婚請求を認容し、併わせて妻からの請求の一部を認め、財産分与（離婚後の生活費）として一・〇〇〇万円と慰謝料一・五〇〇万円の支払いを命じている。

また、横浜地裁横須賀支部平成五年十二月二十一日の判決⁽⁵⁾によれば、婚姻期間十七年間のうち、約十二年間を病気で過ごした妻が、四年前から植物状態になったという事案において、夫に対し、妻のための離婚後扶養の意味の財産分与として、一時金三〇〇万円と死亡するまで月五万円の定期金の支払いを命じている。

本稿を進めるに当って、予め理解を得くおく便宜上から、わが国において離婚後の扶養料の問題が現実の手續のなかでどのようにとり扱われているのか、事情の一端に触れてみた。ここで考察の視点をカナダの事情に移すことにする。筆者はこれまで、カナダの連邦および諸州の法律をめぐって、種々の問題を検討する機会があった。本稿ではその作業をさらに押し進めて、カナダ諸州における離婚扶養料の支払いの問題をとり上げたいと思う。これについて、まず頭に入れておかなければならないことがある。カナダにおいて、離婚に際して行われる夫婦

の共有財産の分割 (Distribution of property) と同じにとり上げる離婚扶養料の支払い (Support) とは、全く別個の問題として、別個の規定にもとづいて行われるという事実である。この点がわが国の場合とはっきり違っている。この違いをはっきり認識したうえで、本稿ではとくに離婚扶養料の一時払い (Lump Sum)⁽⁶⁾ の問題に焦点を当て、コモン・ロー諸州の最近の判例に探りを入れることとする。その前に、扶養料に関する立法上の管轄権について明らかにしておかなければならない。

- (1) 村井「離婚給付—新たな方向を志向して」谷口先生追悼論文集Ⅰ—四三頁。
- (2) このような事情については、家事実務研究会編「家事財産給付便覧」¹二五頁—二六頁。
- (3) 鈴木真次「離婚給付の決定基準」四二頁。なお、扶養的財産分与の算定については、大津千明「離婚給付に関する実証的研究」一五四頁以下に詳細に検討されている。
- (4) 判時一三三〇号四八頁。
- (5) 判時一五〇一号二二頁。
- (6) この問題については、柴田敏夫「離婚給付」現代民法学の基本問題(下) 一七六頁—一七八頁参照。

二 離婚扶養料と立法上の管轄権

カナダでは一八六七年七月一日に施行された「イギリス領北アメリカ条例」(The British North American Act) の第九十一条の二十六項で、「婚姻および離婚」に関する事項を連邦議会の専属管轄権と定めた。この時点で、連邦を形成した四州(ノバ・スコシヤ、ニューブランズウィック、オンタリオ、ケベック)は、それまで有していた離婚管轄権を失うことになった。そして、それ以前に制定していた離婚法の内容を変更することも、

廃止することもできない状態におかれた。その後、約一世紀を経て、一九六八年に連邦議会はその権限を完全に行使し、それまで各州に存在した離婚法に代え、カナダ全土に一般的な効力をもつ離婚法を制定するにいたった。一九六八年七月一日に可決され、翌二日より施行された「離婚に関する法律」(An Act respecting divorce)がこれである。

離婚原因として姦通、各種の異常な性的行為、重婚、肉体的・精神的な虐待を定め、さらに付加的な離婚原因として、各種の事由による三年間または五年間の別居により、婚姻が永久的に破綻したことを認めた。これまでに正式に離婚の訴えを提起したくても、州の離婚法では離婚原因が狭く限られていたために不可能であった人々のために、いわば門戸が広げられた結果、それ以降、カナダにおける離婚率が一時的に増大する現象が現われた。一九六七年には一・〇〇〇組の離婚について二・五の離婚率であったのが、一九八二年には一・〇〇〇組について十二を示し、約五倍に増加して最高に達したが、一九八五年には一〇と下降した。二・五というのはアメリカの五・二、ソ連の三・五、イングランドおよびウェールズの三・〇よりも低い。一九八一年には、存在する全婚姻の四四・七%が離婚によって解消されたといわれる。^③さらに最近の統計によれば、一九八七年、一九八八年および一九八九年の離婚率はそれぞれ三・〇五、三・〇五および三・一であり、わが国の離婚率が一九八八年、一九八九年および一九九〇年に一・二六、一・二九および一・二八であるの^④と比較して、非常に高いことがわかる。離婚率の高いのに比例し、離婚の際の夫婦間の財産をめぐる争いは、離婚扶養料の問題も含めて、それだけ数が増し、複雑なものになるであろうことは容易に想像することができる。

本稿で検討する離婚扶養料の問題について、一九六八年の離婚法は、「付随的救済」(Corollary Relief)として、第十一条に次のような規定を設けていた。すなわち、離婚仮判決を与える場合に、裁判所は当事者の行為、

各自の条件、資力および他の事情を考慮し、それが適正かつ公正と考えるとき、夫または妻に対し、扶養料として、裁判所が合理的と判断するところに従い、一時金 (Lump Sum award) もしくは定期金 (Periodical Sum) を補償し (to secure)、またはその支払い (pay) を要求する命令を発することができる⁽⁵⁾ といふのである。つまり、裁判所としては、一時金または定期金の支払いを保証するように命じるか、または現実に支払いを命じるか、どちらかの手段を選ばなければならない。カナダ最高裁判所の *Nash v. Nash* (一九七五) 事件⁽⁶⁾ において、これら二つの手段が互いに排他的なものであると指摘したのもこの趣旨にはかならない。

その後、一九八六年六月一日より施行された新離婚法によれば、第八条において、「婚姻の破綻」(Breakdown of Marriage) を唯一の離婚原因と定め、また第十五条はさきにもた定期金および一時金について、別個の立場から規定している。すなわち、正当な管轄権を持つ裁判所は、夫婦の一方または双方の申請により、夫婦の一方が、他方配偶者の扶養のために、裁判所が合理的と考える一時金または定期金、もしくは一時金および定期金を保証または支払い、もしくは保証し、かつ、支払うよう要求する命令を発することができる⁽⁷⁾ としている。一九六八年の離婚法では互いに排他的とされていた二つの手段が、ここでは並存することが可能となったわけである。その結果、扶養料に関する命令は、次の六種類⁽⁸⁾ が認められることになる。

- ① 一時金を保証すべき命令
- ② 一時金を支払うべき命令
- ③ 一金を保証し、かつ支払うべき命令
- ④ 定期金を保証すべき命令
- ⑤ 定期金を支払うべき命令

⑥ 定期金を保証し、かつ、支払うべき命令

このように六種類が考えられるが、このうちのどれかに限定されるわけではない。本稿で参照した判例でも、現実には②または③が大多数を占め、ときとして両者が並存する場合も多く見られる。これに反し、保証が問題とされた例は見当らなかった。

右にみたのは連邦の離婚法の規定であるが、離婚後の扶養料の問題について、連邦および諸州の議会がそれぞれ立法権をもっており、同一の事項について連邦法と州法が重複する例が生じてくる。そして、連邦法と州法の規定の内容が矛盾する場合には、連邦法が優先し、州法は効力をもたないが、明白に矛盾する例はほとんどないといわれる。⁽⁹⁾ 一九八七年現在で離婚後の扶養料について規定をもつのは、ブリテイッシュ・コロンビア⁽¹⁰⁾、マニトバ⁽¹¹⁾、ニュー・ブランズウィック⁽¹²⁾、ノバ・スコシヤ⁽¹³⁾、オンタリオ⁽¹⁴⁾、プリンス・エドワード島州⁽¹⁵⁾およびユーコン地方である。これらの地域では、離婚後の扶養料について各州、地方が立法権を行使しており、したがって連邦法と州法の規定の内容が矛盾する問題が考えられるが、何の規定もないアルバータ、ニュー・ファンドランド、サスカチエワン諸州およびノース・ウエスト地方では、専ら連邦法の規定によるものと思われる。このような事情のもとで、本稿で参照する判例においても、多数を占める離婚扶養料の一時払いについて、あるものは連邦法により、またあるものは州法によっているが、その間に矛盾が生じた例は少しもみられない。

(1) Department of Justice, Canada. A Consolidation of the British North American Acts, 1867 to 1975, p.1.

(2) 村井「カナダの離婚法」神戸学院法学九卷二・三号一七七頁—一七九頁。

(3) E.M.Nett. Canadian Families. past and present. 1988. p. 257.

- (4) 国際統計年鑑、一九九二／九三、二五頁。
- (5) 村井「カナダの離婚法」前掲一八六頁。
- (6) R.F.L. vol.16. p.295.
- (7) 村井「カナダの新離婚法」神戸学院法学十八巻一・二号三三〇頁、二三四頁。
- (8) Payne on Divorce, 2d. ed. p.82.
- (9) 森島昭夫、ケネス・リシック編「カナダ法概説」一四六頁。
- (10) R.S.B.C. 1979. C.121. s.61(s).
- (11) S.M. 1978. C.25. s. 8. as am 1982-83-85. c.54.
- (12) S.N.B. 1980. C.F-2.2. s.116(1).
- (13) R.S.O. 1980. C.150. s.16.
- (14) S.P.E.I. 1978. C.6. s.20.
- (15) S.Y.T. 1979(2nd). C.11. s. 30. 5 (7).

三 夫婦財産制の改正との関係

一九七〇年代の後半以来、各州の夫婦財産に関する立法に重要な変化がみられることになった。これまでコモ
ン・ロー諸州は、夫婦財産について特有財産の制度をとっていたが、これによれば、夫婦各自の特有財産は婚姻
によって何の影響も受けない。夫婦の一方が婚姻にもち込んだ財産は、いぜんとして同人の特有財産のままであ
る。婚姻中に取得された財産は、それを自己の名義で取得したか、またはその名義で権利を保有する夫婦の一方
の特有財産となる。ただし、妻がその財産上の権利を夫に移転する場合に復帰信託が生じるときは、例外とされ

る。このように財産の所有権に関する限り、婚姻の前後を通じて、夫婦は全く赤の他人と同じである。それによって夫婦各自の財産的な独立を維持し、しかも第三者との取引関係を容易にする点で、特有財産の制度が重要な利点をもっていることは否定できない。だが、反面において、特有財産の制度は、家庭の外で職業に従事することを犠牲にして、主婦としての仕事をするために家庭に留まっている配偶者から、婚姻中に特有財産を取得する機会を奪うこと⁽¹⁾によって不利益を及ぼすところに大きな欠点がみられる。法律を改正する必要が考えられた理由はここにある。

最近、いくつかの州で夫婦財産法が改正され、婚姻中に取得・蓄積された夫婦の共有財産を、離婚に際して、合理的かつ衡平に夫婦間に分配することを規定した⁽²⁾。このことは離婚法のもとで行われてきた離婚扶養料の一時払いに大きな打撃を与えることになった。つまり、これまで、離婚扶養料の一時払いは、夫婦特有財産の制度を厳格に適用することから生じる過酷さをこれによって補償するための一つの方法として行われていたからである⁽³⁾。オンタリオ州の *Watt v. Watt* (一九七八) 事件⁽⁴⁾ によれば、夫婦間の財政的な立場に本質的な不均衡が存在したとき、つまり夫婦各自の特有財産に大きな差があるとき、その差は扶養料の一時払いによって埋め合わされたという。いまや夫婦財産が合理的かつ衡平に分配されることになれば、扶養料の一時払いを認める本来の目的が消滅することにもなりかねない。アルバータ州の *Krause v. Krause* (一九七六) 事件⁽⁵⁾ でも、一九八五年の離婚法第十五条 (a) は、婚姻の解消に際して、共有財産の衡平な分配または再分割を促進するために、裁判所に一時払いの命令をする権限を与えた旨を明示している。このような事情のもとで、裁判所は離婚扶養料の一時払いを認めるのに慎重な態度を示すようになってきた。これまで、夫婦の共有財産を離婚に際していわば再分配する間接的な方法として、一時払いを利用するのが普通であったが、右のように夫婦財産法が改正された結果、こ

の目的のために一時払いにたよる必要性が減少してきたといわれる。⁽⁶⁾

ところで、法律のうえでは離婚扶養料の支払いを命じるとき、定期的な支払いと一時払いの間に、具体的な金額を決定するための標準について、何の区別もしていない。ただ、裁判所が考慮すべきこととして、いくつかの要因をあげているにすぎない。さきにみた一九八五年の離婚法第十五条において、裁判所は、(a) 夫婦の同居した期間、同居中に夫婦によって遂行された機能に加えて、(c) 夫婦または子の扶養についての命令・合意または取決めを含め、扶養が求められている夫婦各自および婚姻による子の条件・資力・必要性および他の事情を考慮に入れるべきものとする。⁽⁷⁾ つまり、一時払いと定期払いについての区別は何もみられない。諸州の法律もこれと同じような事情を示している。だが、判例によれば、夫婦財産制が改正されたにもかかわらず、離婚扶養料の一時払いはいぜんとして広範囲に認められているのが現実であり、そこにはそれが必要とする理由が存在するものと思われる。離婚扶養料の支払いをめぐる種々の問題が考えられるが、本稿では以下に、連邦の離婚法または諸州の法律のもとで、扶養料の一時払いがどのような事情があれば認められたか、コモン・ロー諸州の最近の判例に探りを入れていくことにする。

- (1) 村井「カナダの夫婦財産法」神戸学院法学十九巻二号八三頁―八四頁。
- (2) 村井・前掲論文九七頁以降。
- (3) C. Davies, *Family Law in Canada*, p.467.
- (4) R.F.L. 2d, vol.5, p.97.
- (5) R.F.L. vol.64, p.351.
- (6) D.A.Klein, *Family Law Award in Canada*, p.56.

(7) 村井「カナダの離婚法」神戸学院法学十八卷一・二号二三五頁。

四 離婚扶養料の一時払いと定期払い

離婚扶養料は支払方法により、一時払いと定期払いに分けることができる。この二つの方法を並べてみた場合に、具体的な事例において、裁判所は自己の裁量にもとづいて、両方を同時に、もしくはどちらか一方を選択してもよいのか、またそうではなく、あくまでも一方が原則であり、他方は例外的なときに限るという制約が存在するであろうか。つまり、離婚扶養料は定期的な支払いが原則であり、一時払いはあくまでも例外と考えるか、または反対に、一時払いが原則と認め、定期的な支払いを例外とするか。この問題について、果して裁判所はどのように判断しているのであろうか。

(1) 原則か例外か。

ここでアルバータ州の Krause v. Krause (一九七六) 事件⁽¹⁾をとりあげてみよう。この事件において、夫婦は一九五三年に婚姻した。その後、夫は事業に成功し、八十六万ドルの特有財産がある。一方、妻は一九六三年までカルガリーのサナトリウムで働き、その間に二子をもうけたが、その後、一九七二年まで休職し、同年仕事に復帰した。精神的な虐待を理由とする夫の離婚請求に対し、妻も同じ理由で反訴を提起した。妻の特有財産は六万五・〇〇〇ドルである。原審は夫の請求を棄却し、妻の反訴を認容したうえ、離婚扶養料として、夫は妻に十二万五・〇〇〇ドルの一時払いと、毎月五五〇ドルの定期的な支払い（もし夫が家——八万五・〇〇〇ドル——を妻に譲渡しなければ九二五ドルに増額）を命じた。夫の控訴に対して、裁判所は、一時払いの条項は例外的なものであり、原則ではないと明示しながら、原審の判断を容認している。

アルバータ州の法律は離婚扶養料について何も規定していない⁽²⁾ため、一九六八年の連邦離婚法第十一条によることになる。それによれば、扶養料として裁判所が合理的と判断するところに従い、一時金もしくは定期金を保証し、またはその支払いを命じることができる⁽³⁾。ここで考えなければならぬのは、裁判所が扶養料の一時払いは例外的なものであり、これが原則ではないとするのは何を意味しているのか。離婚に際し、夫婦の共有財産が合理的な基準にもとづいて分割されたのち、なお一方が多額の特有財産を所有するが、これに比較して他方の特有財産はきわめて少ない場合に、定期的な支払いと共に一時払いを命じるのはあくまでも例外的な処置であり、定期的な支払いがあくまでも原則だであろうか。だが、離婚する時の夫婦の財産状態に加えて、お互いの感情も無視することはできない。一時に多額の扶養料を支払う代わりに今後一切、互いに顔もみたくないという場合、ある程度の額を一時払いとし、あとは合理的な額を定期的に支払っていき、互いにつながりをもつていくという場合、または一時払いをしたくても不可能であるため、少し高額の定期払いを続けるしかないという場合など、さまざまな事例を予想することができよう。そうだとすれば、それが原則でそれが例外などとは軽々しく判断できないのではなからうか。というよりは、むしろ、当事者のおかれている具体的な諸事情を裁判所が総合的に判断し、その際に最も合理的・妥当と思われる方法を選択すべきであり、もともと、原則とか例外とかいった区別をもち出すこと自体がまちがっているのではなからうか。

このように考えるとき、マニトバ州の *Main v. Main* (一九七八) 事件⁽⁴⁾は妥当と思われる一つの見解を示している。この事件において、夫が三年間の別居を理由に離婚の訴を提起したが、妻は夫によって遺棄されたことを理由に反訴を起し、付随的な救済を求めた。原審は妻のために離婚仮判決を言渡した。そして、夫に対し、妻の扶養料として毎月二三〇ドル、三人の子供については各自二十一才に達するまで毎月一〇〇ドルの支払いを

命じた。だが、妻は控訴し、夫に対する仮判決の取消しと、子供のための扶養料として各自に毎月一五〇ドル、また彼女自身のためには定期的な支払いに代えて、三万三・〇〇〇ドルの一時払いを求めた。

裁判所は妻の控訴を否認し、次のように判断している。すなわち、扶養料の問題を審理するに当り、控訴裁判所は、原審の判断について、それがまちがった原則にもとづいていたときのみ、くつがえすことができるという制約はうけない。原審の見解を正當に尊重しながら、具体的な事情のもとでどうすることが最も適切 (Fit and Just) であるかを考えなければならない。もし、裁判所が一時払いを例外的なケースに限って容認するように制約されるならば、それは離婚法の目的および意図に反することになる。個々の事件は、それ自身のもつ実質的な価値にもとづいて決定されなければならないというのである。

この事件で夫婦はすでに別居合意書を作成して別居しており、原審では合意書の内容どおりに扶養料として認容されていた。だが、合意書作成後、離婚するまでの間に事情が変更したものと思われる。すなわち、妻が婚姻中に営むことのできたのと同程度の生活水準を彼女および三人の子供のために適切に維持するためには、どうしても一時払いの扶養料を必要とするにいたつたのだと想像される。そうだとすれば、いちど別居合意書で合意した内容をいつまでも固持させることは、かえって公正さを失わせる結果となる。離婚前には扶養料の一時払いをうけることなど予想していなかったが、いざ離婚となつたとき、どうしてもそれを必要とする事態が生じたものとみてよい。さきのアルバータ州の事件では、扶養料の一時払いは例外的なものと断定していたが、本件では原則に対する例外というような扱いは何もしておらない。一時払いの請求に対し、それがぜひとも必要と認めただ容認したにすぎないといえよう。個々の事件のもつ実質的な価値にもとづいて判断するとは正にこのことと思われる。

(2) 扶養料の一時払いの方法。

裁判所が個々の事件のもつ実質的な価値にもとづいて、一時払いが必要と判断したとしよう。支払いを命じられる夫婦の一方がそのための十分な特有財産を元本としてもっておれば、むづかしい問題は一応なさそうである。ここで一応なさそうだというのは、時には問題が生じることがあることを意味している。一時払いをする一方がそのための特有財産を有しており、支払いをうける他方もそれを有効に利用する手段を心得ておれば、あとに問題は残らない。だが、一時に多額の支払いをうけても、それを自己のために適切に管理していく財政的な能力を具えていないとき、そこに大きな落とし穴がまちうけることになるかも知れない。このような場合に裁判所はどのような判断をすることになるのか。

ここでオンタリオ州の *Raffin v. Raffin* (一九七二) 事件⁽⁵⁾ をみてみよう。この事件において、夫が一九六八年の連邦離婚法第四条一項⁽⁶⁾ により、彼等の婚姻が永久的に破綻 (Permanent Breakdown) したことを理由に離婚の訴を提起したのに対し、裁判所は夫に離婚仮判決を与え、また妻による離婚扶養料請求の反訴を容認した。そして、夫に対し、毎月一五〇〇ドルの扶養料の支払いに加え、妻の利益のために五・〇〇〇ドルを受託者 (trustee) に支払うよう命じた。この五・〇〇〇ドルは裁判所が判決のなかに明示した条件のもとで支出されることになるという。夫は扶養料について、三つの理由をあげて控訴する。すなわち、①妻に扶養料請求権があるとの事実認定はまちがっている。②一時払いおよび定期払いの方法で扶養料を与えるのは裁判所の権限を越えている。

③一時払いの方法で扶養料を与えるのに適切な事例ではないというのである。

問題を離婚扶養料の一時払いに限ってみよう。事件当時、夫は年に一万ドルを越える収入を得ていたが、その一部は三万ドル以上の預金および投資に由来していた。他方で妻は全く特有財産をもたなかった。彼女は家庭裁

判所の命令で夫が支払う月八十ドルと家内労働で得るわづかの収入でかろうじて生活していた。原審はこのような妻の窮状から、扶養料として金銭の一時払いが必要であると痛感した。だが、夫にそれを命じるに当って、一つの障碍が現われた。さきに見たように、一時払いをうける妻がそれを自己のために適切に管理していく財政的能力を具えていることが要求されるが、当面の事件ではそれが欠けていたものと思われる。

このような場合に裁判所がとるべき方法として、一時払いを止め、代わりに定期的な支払いの額を増加することも考えられよう。しかし、ここで裁判所は別の道を選んだことに注目しなければならない。すなわち、夫に対し、五・〇〇〇ドルを直接に、財政的能力を欠いている妻にではなく、彼女の利益のために公受託者 (Public trustee) に支払い、それと並んで、妻の扶養料として毎月一五〇ドルを彼女に支払うよう命じている。ここに公受託者というのは、一九〇六年にイギリスで設けられた官職であって、保管受託者 (Custodian trustee) の場合と通常の受託者の場合では職務の内容を異にし、前者では信託財産はこの人に帰属し、積極的義務は他の受託者に委託されるが、後者ではこの人が信託管理の権能と義務を有するという⁽⁴⁾。オンタリオ州もこれと同様の制度を設けているにちがいないが、当面の事件では後者に該当すると思われる。いずれにしても、妻に直接に離婚扶養料を支払う方法をとることなく、五・〇〇〇ドルの一時払いを信託として設定した。妻の利益を考慮に入れた賢明な選択というべきかも知れない。

ここで一時払いの金額についてみると、右の事例では五・〇〇〇ドルにすぎないが、参照したいいくつかの事例では十萬ドルを越える多額のものもあった。裁判所が定期的な支払いとは別個に一時払いを命じるからには、命じられる本人に相当の特有財産があると推測するのが常識と思われるが、実際には平均的かつましい家庭の場合でも、金額の多少は余り関係なく、一時払いの方法がとられている。金額としては多くなくとも、一時に支払

いを命じるのが最も目的にななっていると判断されるとき、この制度の存在意義が認められるといつてよからう。

- (1) R.F.L. vol.23. p.219.
- (2) D.A.Klein, Family Law Award in Canada. 1987. p.55.
- (3) 村井「カナダの離婚法」神戸学院法学九巻一・三号一八六頁。
- (4) R.F.L. 2d. vol.5. p.1.
- (5) R.F.L. vol.5. p.274.
- (6) 村井・前掲一八一頁。
- (7) 田中英夫編「BASIC 英米法辞典」一九九三年、一四九頁—一五〇頁。

五 一時払いを認める事情

裁判所が離婚扶養料の一時払いの請求を認めるかどうか、判断の岐路に立たされた場合に、請求を認めるについては、その前提要件として、そうすることが合理的と判断されるならかの事情が存在していなければなるまい。これを抽象的に表現するものとして、ノバ・スコシニア州の Brown v. Brown (一九八三) 事件⁽¹⁾において、「特別に、または直接的に必要である」と (a specific or immediate need) とらう説明がみられ、同じ表現は再び同州で最近の Mac Naughton v. Mac Naughton (一九九一) 事件⁽²⁾でもくり返されている。定期的な支払いと並べて一時払いを認めるとき、定期的な支払いなしに一時払いのみを認めるとき、そのいずれであっても変りはない。たしかに、抽象的には右のようにいえるとしても、では具体的にどのような事情が存在する場合に、一時払いの請求が認められるのであろうか。

この問題については、サスカチュワン州の *Zeiko v. Zeiko* (一九七三) 事件⁽³⁾において、裁判所は、扶養料の一時払いを決定するのに関連すると思われるいくつかの要因をあげていた。さらに、同じ問題については、数年後のニュー・ファンドランド州の *Carter v. Carter* (一九七八) 事件⁽⁴⁾で裁判所が最も豊富な内容の項目を提供しているといわれる。⁽⁵⁾これに加えて、その後、一九八四年頃までの判例に現われたところを総合してみると、重要なものとして、次のような項目を列挙することができると思われる。

- ① 離婚扶養料を支払う側の特有財産が現金化しやすいものであるため、一時払いの目的でそれをたやすく分割することができる。
- ② 支払いをうける側が財産を管理するための十分な財政的能力のあることを示しており、離婚扶養料として支払われた財産を無駄に消費するとは思えない。
- ③ 夫婦が互いに憎み合っている状態では、一時払いによって、離婚後の両者の関係を完全に切断してしまうことが望ましい。
- ④ 妻が何か特殊な技能を身につけているとき、離婚後に彼女自身で収入を得ることを可能にするため、元になる財産を与える必要がある。
- ⑤ 夫が妻のための離婚扶養料に当てるべき元本を消費してしまふ危険がある。
- ⑥ 妻に離婚後の住居を与えるため、扶養料の一時払いが必要である。
- ⑦ 夫がこれまで妻のための扶養料の定期的な支払いを誠実に履行していないことからみて、妻に離婚扶養料を保証する唯一の方法として一時払いしかない。
- ⑧ 定期的に扶養料を支払う義務を負わせることが、夫婦間に新しい紛争をひき起すと思われる。

⑨ 日常生活で生じる不慮の事故のために予備金を準備する必要がある。
 ⑩ 婚姻に関して妻が多額の寄与をしていた事実を承認するため、扶養料の一時払いが要求される。
 右にみた項目の内容は、一九八四年頃までの判例に現われたものであった。それに続くものとして、ここで改めて、一九八〇年代後半より最近にいたるまでに離婚扶養料の一時払いの請求が認められた判例のうち、十九件をとり上げることにする。これらを州別に並べれば、左のとおりとなる。

オンタリオ州	五件
マニトバ州	三件
サスカチエワン州	三件
アルバータ州	三件
ブリティッシュ・コロンビア州	三件
ノバ・スコシヤ州	三件

これらの判例について、離婚扶養料の一時払いの請求が認められた理由をいくつかの項目に分類し、さらに一段と理解を深めていきたいと思う。そこでは、これまでにみられなかった新しい項目が姿をみせることになる。

- (1) R.F.L. 2d. vol.35. p.390.
- (2) R.F.L. 3d. vol.32. p.312.
- (3) R.F.L. vol.11. p.123.
- (4) R.F.L. 2d. vol.3. p.355.
- (5) D.A. Klein, Family Law Award in Canada, 1987. p. 57.

一、定期的な扶養料でまだ支払われていない分を埋め合わせるために、一時払いをさせる必要がある。

□ マニトバ州の *Magne v. Magne* (一九九〇) 事件⁽¹⁾ にみられる。この事件において、夫婦は一九六六年に婚姻し、一九八七年に別居した。相互の合意で妻は婚姻後、仕事を止め、二人の子の世話をしていた。一九七一年に夫婦は共有の住居を購入したが、妻は一九七六年に小遣を得るためパートの仕事についた。別居後、夫は自発的に妻および子の扶養料として隔週に八〇〇ドルを支払っていたが、月六〇〇ドルに減額し、一九八九年七月には全く支払わなくなった。妻は常勤の職を得ることができず、月に七〇〇ドルを稼ぐにすぎない。夫は一九八九年に五万ドルの収入を得たが、一九九〇年にはそれを下廻ると予想された。同年にいたり、夫は離婚の訴を提起し、夫婦が共有する六万ドルの価値のある住居の分割と売却を求めた⁽²⁾のに対し、妻は反訴で、現在の住居に留まることがを希望し、さらに離婚扶養料の一時払いを請求した。

マニトバ州では一九七八年の「家族扶養法」(Family Maintenance Act) の第二十五条に一時払いについての規定があるが、その内容は資料の関係で明らかでない。

裁判所は双方の離婚請求を認容したうえ、夫に対し、彼が一方的に支払いを止めた一九八九年七月より一九九〇年四月までの扶養料として七・〇〇〇ドルの一時払い並びに妻のために月七〇〇ドル、子のために月一・〇〇〇ドルの定期的な扶養料の支払いを命じている。

(1) R.F.L. 3d. vol. 26. p. 364.

(2) マニトバ州の夫婦財産法については、村井「カナダの夫婦財産法」神戸学院法学一九卷二号一一頁―一七頁参照。

㊦ ノバ・スコシニア州の Donald v. Donald (一九九一) 事件⁽¹⁾にもみられる。この事件において、夫婦は一九六三年に婚姻し、一九八六年に別居した。婚姻中、夫は齒列矯正医 (orthodontist) として盛大に仕事をしてきた。妻は家事と育児に専念しながら、ビジネスの学位を得た。夫は業務を管理し、彼の収入を分離する会社を設立した。この会社は夫の事業資産をすべて買い入れ、業務を管理する。妻も会社から月四二〇〇ドルの収入を得ることになった。一九八九年六月に夫は会社との管理契約を解約したが、当時、妻は会社から月二・〇〇〇ドルの支払いを得ていた。夫はそれ以降、妻に扶養料を支払っていない。その後、一九九〇年二月以来、妻は銀行に雇われ、時給八ドル五〇セントで週二十四時間働き、年に、八・八〇〇ドルを得た。夫は一九八九年に十三万四・〇〇〇ドルの収入があった。同年二月に夫が離婚の訴を提起し、妻も反訴を起した。原審は双方の離婚請求を容認し、夫に対し、無期限に、妻に一月三・〇〇〇ドルの扶養料の支払いを命じ、さらに一九八九年七月以降の扶養料の未払分をさかのぼって支払うよう命じ、控訴審もこれを容認している。

ノバ・スコシニア州では一九八〇年の「家族扶養法」(Family Maintenance Act) が第三十三条⁽²⁾において、「裁判所は、扶養料が定期的または一時に、もしくは両者を組合わせて支払うべく命じることができる」と定められている。ここで裁判所は扶養料の一時払いという文言を使用してはいないが、扶養料の未払分が一時払いに該当することはまちがいないと思われる。

(1) R.F.L. 3d. vol.33. p.196.

(2) S.N.S. 1980. p.64.

二、支払義務者が定期的な扶養料を支払うことが不可能である。

□ ブリテイッシュ・コロンビア州の *Thind v. Thind* (一九八八) 事件⁽¹⁾ にみられる。この事件において、夫が一九七二年に自動車事故により、脳に障害をうけた。その結果、夫の個性と行動が変化し、過度に飲酒するようになった。彼の両親は彼の傷害をかくして婚姻をとり決めた。一九八〇年の婚姻後、妻はインドでの教師の仕事を放棄し、カナダに移ったが、教師の資格は認められなかった。夫はカナダに移住後十年間、妻を扶養する責任を負った。妻は夫と共に召使いの仕事をし、夫の分までひき受けて働いた。しかし、大部分は夫の行動が原因で婚姻は破綻した。一九八六年に別居後、夫は住居の家財をほとんど他に移動させてしまった。主要な婚姻財産は婚姻中に妻が貯えた現金四万ドルである。離婚訴訟において、妻は婚姻財産の不平等な分割と離婚扶養料の一時払いを請求した。

ブリテイッシュ・コロンビア州では、一九七九年の「家族関係法」(Family relations Act) の第六十条において、「扶養料および扶養料に関する命令」と題し、「(3)本節のもとでの命令は、下記の一つまたはそれ以上をも含むことができる。……⑥直接に一時の支払いまたは定められた条件のもとでの信託として」⁽³⁾と規定している。夫が住居からもち出した財産は婚姻財産であり、分割の計算に含めるべきものであった。夫婦は双方とも、妻はカナダで彼女のおかれた立場を理由に、夫は彼の健康を理由に、経済的に独立することを必要としている。妻は彼女の将来の自給自足のために職を身につけるために扶養料を必要としていた。本件の事情のもとで彼女に重要な職を与えるため、彼女は再教育をうける権利がある。夫が扶養料の定期的な支払命令に従うとは思えないので、妻は一時払い扶養料として六・五〇〇ドルの支払いをうける権利があると認められた。

(1) R.F.L. 3d. vol.14. p.165.

(2) プリテイッシュ・コロンビア州の夫婦財産法については、村井「カナダの夫婦財産法」神戸学院法学十九巻二号 一一二頁—一二六頁。

(3) R.S.B.C. 1974. vol.2. p.19.

□ アルバータ州の *Bhathal v. Bhathal* (一九九〇) 事件⁽¹⁾にもみられる。この事件において、夫婦は一九六六年にインドで婚姻し、一九八六年に別居している。妻は一九六二年—六四年にかけてロンドン大学で勉強し、婚姻当時、二つの学位をもっていた。婚姻後、妻は教師をしていたが、夫は彼女を強制して職を止めさせ、彼女と共にカナダに移住した。妻はカナダにおいてお針子と警備員の仕事を得ていた。しかし、夫は離婚の訴を提起し、時価十万ドルの主要な婚姻財産⁽²⁾である住居の分割・売却を請求した。妻はこの財産が完全に自己の所有物であると主張した。それというのも、妻の財産の大部分は父より贈与されたものであるし、夫が多額の財産を浪費したのに対し、妻は貯蓄につとめていたからである。妻の収入が現在、月に一・五四〇ドルに対し、夫は一・二七五ドルであり、両者の間に対話はなく、妻は夫が彼女および二人の子を遺棄してインドに帰るであろうと信じている。妻は彼女および子のための扶養料の一時払いを請求した。

なお、アルバータ州では扶養料の一時払いに関する規定は存在しない。

裁判所はこれに対し、妻は彼女の意に反してカナダに移住させられ、夫が彼女の財産を浪費することによって経済的な損失を蒙っており、しかも夫が彼女を遺棄するにちがいないと判断し、妻と子それぞれのために一万五・〇〇〇ドルの扶養料の一時払いを夫に命じている。

(1) R.F.L. 3d. vol.28. p.152.

(2) アルバータ州の夫婦財産法については、村井「カナダの夫婦財産法」神戸学院法学十九卷二号二一四頁一一七頁。

三、離婚扶養料に関する定期的な支払い命令を誠実に履行しなかった事実がある。

アルバータ州の Stricker v. Stricker (一九九一) 事件⁽¹⁾にみられる。この事件において、詳細な事案の内容は明らかにされておらず、またアルバータ州では扶養料の一時払いに関する規定は存在しないが、証拠により次のような事情が立証されている。すなわち、(1) 夫は裁判所による扶養料支払命令にもかかわらず、命令を履行しなかった。(2) 裁判所の要求する時期に従った履行をしなかった。(3) 夫はクリスマス休暇にメキシコに旅行しながら、子のための新しい年の扶養料の支払いをしなかった。(4) 夫は子のための扶養料について、不規則で不合理に低額な支払いしかなかった。(5) 子の教育のために設定した信託勘定 (trust accounts) を使い果してしまった。(6) 長期に及ぶ婚姻にもかかわらず、夫は妻が経済的に自立できるようになるための扶養料を全く支払わなかった。このような事情を認定したのち、裁判所は夫に対し、妻および子のために、金額は明らかでないが、離婚扶養料の一時払いを命じている。

(1) R.F.L. 3d. vol.33. p.367.

四、当事者が不和のため別居し、定期的な扶養料が支払われない恐れがある。

□ オンタリオ州の Routley v. Routley (一九八八) 事件⁽¹⁾にみられる。この事件において、夫婦は一九五二年

に婚姻し、一九八一年に別居したとき、夫は妻と子の許を去った。別居後、夫は三人の子のための扶養料として月二五〇ドルを支払った。妻は婚姻中に仕事をもたなかったが、別居後、職を得て年に一万五・〇〇〇ドルを得ている。夫の純財産は九万七二一ドル、妻のそれは四万五・四二四ドルである。夫は他の女性と生活を始め、彼女および彼女の二人の子を扶養している。離婚手続において、夫は子の扶養料を削除しようと試みたため、妻は扶養料の増額および一九八六年の「家族法典」²⁾(Family Law Act) のもとで離婚財産の分割を請求した。

オンタリオ州の一九八〇年の「家族法改正法典」(Family Law Reform Act) は第十九条において、「裁判所の権限」と題し、「(1)第十八条のもとでの請求に対し、裁判所は……(c)一時金が支払われるべきこと、または信託とされること……を命じることができる」と規定している。³⁾

妻の請求に対し、裁判所は次のように判断した。すなわち、夫は彼自身の生活を維持するには現在以上の支払いは不可能であると主張するが、彼の責任が適切に優先すること、および彼の子が扶養をうける必要があることを考慮するとき、彼がこれまで支払ってきた金額は必要な扶養料より低額であるから、彼は自己の収入でより高額の負担をすべきである。裁判所はこのように判断し、子一人につき扶養料として月一七五ドルずつの支払いを命じた。一方、妻について、彼女は自己の収入により合理的な必要性を充たすことはできないため、扶養料を請求する権利があると認めた。しかし、証拠によれば、夫が扶養料支払命令に敬意を示すことはありそうもない。したがって、夫は彼が住居にもっている権利を妻に移転することにより、二万三・〇〇〇ドルの一時払いの離婚扶養料を支払うよう命じている。

(1) R.F.L. 3d. vol.13. p.287.

(2) S.O. 1986. ch.4. p.1.

(c) R.S.O. 1980, vol.3, p.117.

オンタリオ州の夫婦財産法については、村井「カナダの夫婦財産法」神戸学院法学十九卷二号一〇五頁―一二二頁。

□ ブリティッシュ・コロンビア州の Babowech v. Van Cono (一九八九) 事件⁽¹⁾にもみられる。この事件において、十年前に夫婦は婚姻したが、婚姻に当って妻の父が彼女に一軒の下宿屋 (rooming house) および二件の不動産を贈与した。婚姻中、夫婦は二軒のアパートを取得した。別居後、妻は職を得ることができなかった。夫はビジネスマンであり、実質的な収入を得ていた。妻は娘を、夫は息子を監護している。夫は協力を拒否し、裁判所をけなし、財政上の書面や記録を公にすることを拒否した。夫の経済状態は秘密であり、生活保護をうけている。一九七九年の「家族関係法」(Family relations Act) 第五十一条のもとでの離婚扶養料および財産分割⁽²⁾の手続において、夫は妻および娘のために月八〇〇ドルの支払いを命じられた。だが、夫は支払いを全くしなかった。婚姻財産が平等に分割されたので、妻が控訴した。

ブリティッシュ・コロンビア州では、*Thind v. Thind* (一九八八) 事件にみたように、扶養料の一時払いについて規定している。

妻の控訴に対して、裁判所は次のように判断している。すなわち、婚姻前に妻に贈与された財産を平等に分割することは、夫が大きくもうける可能性を与えること、妻はそれらの財産からの収入を期待していること、夫は扶養料を支払わないであろうこと、そして夫は彼がうけ取った賃貸料の計算をしなかったことなどから、家族関係法第五十一条のもとで不合理であった。下宿屋は八十%を妻に、二十%を夫に分割し、妻に贈与された残余の財産は彼女のものとするのが適切である。かくして、裁判所は夫に対し、妻および娘のための離婚扶養料として

一万ドルの一時払いを命じている。

(1) R.F.L. 3d. vol.18. p.365.

(2) R.S.B. C. 1979. ch.121. p.1.

③ オンタリオ州の *Parish v. Parish* (一九九二) 事件⁽¹⁾ にもみられる。この事件において、夫婦は一九七九年に婚姻し、一九八九年に永続的な別居に入った。夫は五十三才であり、板金検査員をしていたが、重大な医学的問題のために労働不能となり、労災保償 (*disability pension*) として月八一三ドル支給されている。妻は四十才で、パート・タイムの看護婦として週給四九六ドルを得ている。一九八六年に夫婦は十九カ月の別居後に同居を再開したが、銀行口座は別々にしている。夫婦は妻の母が所有する家屋に居住し、それによってある程度の経済的援助をうけている。妻には先夫との間に二人の娘があるが、夫と妻および妻の母との関係は否定的な状況になっている。夫が離婚の訴を提起し、扶養料の支払いを請求した。夫は現実に扶養料を必要としており、他方で妻はそれに寄与する経済的な能力を有している。夫の請求は報復 (*retribution*) などを目的とするものではない。夫の弁護士によれば、彼は離婚扶養料の一時払いをうけるか、さもなければ、定期的な支払いをうける権利があると主張する。

裁判所はこれに対して、次のように判断している。すなわち、定期的な支払いは、当事者間に継続的な不和が存在することが明白であるため、適当とは思えない。それよりも一時払いの方が夫の現在の必要性を充たすための手助けとなる。そのためには四・〇〇〇ドルの一時払いが適切であると、妻にその支払いを命じている。

(一) R.F.L. 3d. vol.46. p.117.

五、配偶者が離婚後に自立するのを促進するために必要である。

□ ノバ・スコシニア州の *Mc Donald v. Mc Donald* (一九八八) 事件⁽¹⁾ にみられる。この事件において、夫婦は一九六七年に婚姻し、一九八七年に別居した。彼等には二人の子がある。夫はカナダ空軍に二十七年間勤務したが、一九八六年に引退し、年金として一万五・一三三ドル、月一・〇六一ドルを得ている。また、引退後は別の仕事につき、年に二万九・九六四ドル、月額二・四九七ドルの収入がある。したがって、総収入は年に四万五・〇〇〇ドル、月にして三・七五八ドルとなる。一方、妻は高校卒業後、二十一才で婚姻するまで家事使用人やベビーシッターの仕事に従事していた。彼等は一九八七年三月から別居したが、妻は家屋の清掃の仕事で一日三十ドルを得たり、一週間のベビーシッターで一〇〇ドル得たりした。少くとも一年間の別居の結果、婚姻関係が破綻したことを理由に妻が離婚の訴を提起した。離婚した場合、もし夫が妻より先に死亡すれば得られたはずの生残者としての権利を彼女は失うことになる。妻は再教育をうけて車を取得したいと考えているが、先立つものがない。彼女は離婚扶養料の支払いと夫婦財産の分割⁽²⁾を請求した。

ノバ・スコシニア州では一九八〇年の「家族扶養法」(Family Maintenance Act) が第三十三条で「定期的または一時的な支払い」と題し、「裁判所は扶養料を定期的または一時に、もしくは、両者を組合わせて支払うべく命じることができる」と規定している。⁽³⁾

裁判所は妻の離婚請求を認容し、夫婦財産を平等に分割し、さらに妻が車を取得し、仕事について再教育をうけるための資金を準備することにより、妻の経済的な自立を促進するのに最適であると判断し、離婚扶養料の一時払いとして一万ドルの支払いを命じている。

- (1) R.F.L. 3d. vol.15. p.268.
- (2) 村井「カナダの夫婦財産法」神戸学院法学十九巻二号一〇三頁—一〇四頁。
- (3) S.N.S. 1980. p. 64.

□ サスカチュワン州の *Koford v. Koford* (一九九〇) 事件⁽¹⁾にもみられる。この事件において、夫婦は一九七九年に婚姻し、一九八九年に別居した。彼等⁽²⁾は三才、四才、五才の三人の子がある。一九七四年に税金の関係で夫は彼の父から土地を一万四・〇〇〇ドルで買うことに同意したが、取引は実のところ贈与であった。一九八二年に土地の所有名義が夫に移された。一九八七年に夫婦の仲が悪化したとき、夫はこの土地を四万三・〇〇〇ドルで売却し、四万ドルは婚姻住居の譲渡抵当に充当された。一九八六年に夫の両親は彼に九・〇〇〇ドルと一万ドルを贈与し、彼はその金を婚姻住居の地階の修繕と貸部屋⁽³⁾の建築に当てた。余り教育をうけておらず、仕事の経験も少い妻は、子が学校にいくまで家庭に留まり、それから再教育をうけたいと望んでいた。夫は別居後、子の養育のため月に七五〇ドルを支払っている。離婚訴訟において、夫婦双方は子の共同監護に合意し、婚姻財産の不平等な分割を請求した⁽²⁾。妻は彼女自身の扶養料と子の扶養料の支払いを求めた。

サスカチュワン州では離婚扶養料の一時払いに関する規定は存在しない。

裁判所はこれに対して、次のように判断している。すなわち、子を監護する妻の責任は、彼女が自給自足を達成すべき義務と釣合いをとるべきである。今後二年間に年上の二人の子は就学し、下の子は保育所に入る。そうなれば妻は適切な職業につくことができる。夫は妻が再教育をうけるのを援助すべく、一時払いの離婚扶養料を支払うべきであるとし、三・五〇〇ドルの一時払い、さらに妻のために月三〇〇ドル、子一人につき月二五〇ド

ルの扶養料の支払いを命じている。

(一) R.F.L. 3d, vol.29, p.314.

(二) S.N.S. 1980, ch.6, p.100.

村井「カナダの夫婦財産法」神戸学院法学十九卷二号一一七頁—一一九頁。

〔三〕ブリテイッシュ・コロンビア州の *Bhatt v. Bhatt* (一九九二) 事件⁽¹⁾ にもみられる。この事件において、夫婦は一九五九年に夫が十九才、妻が十七才でインドで婚姻し、一九七五年までイギリスに居住し、その間に四人の子が生まれた。妻は一九六〇年代の終り頃に有利な仕事についたが、それは熟練を要しない工場労働であった。彼女はインドで三級の教育を受けたのみである。しかし、彼女は妻として、母としての伝統的な仕事は十分に果たした。一方、夫はインドで一〇級または十一級の教育をうけており、イギリスでは溶接工および機械工として訓練を受けた。一九七五年に夫婦はカナダに移住した。一九八一年に離婚し、一九八五年十二月に再婚したが、一九九〇年に再び別居した。妻は炊事係として働くが、英語が充分にできないため、他人より低い地位に甘んじている。夫は最近、彼の仕事を解雇され、タクシー運転手をしている。彼は妻より教育の程度は高く、英語は自由に話すことができる。現在の婚姻財産は現金で二六万八・七〇〇ドルである。妻は離婚の訴を提起し、離婚後の経済的自立と扶養料のため、婚姻財産の半分以上を請求した。⁽²⁾

ブリテイッシュ・コロンビア州では、*Thind v. Thind* (一九八八) 事件にみたように、離婚扶養料の一時払いについて規定している。

裁判所はこれに対し、彼等の婚姻は三十年以上も継続しており、それに照らせば、婚姻財産の平等な分割は不

公平ではないし、妻は英語の能力を取得するに必要な扶養料を請求しているとして、夫に七・五〇〇ドルの一時払いを命じている。

(1) R.F.L. 3d. vol.40. p.161.

(2) 村井「カナダの夫婦財産法」神戸学院法学十九巻二号一二二頁—一二六頁。

六、配偶者が離婚後の住居を購入するのに必要である。

□ オンタリオ州の *Evans v. Evans* (一九八九) 事件にみられる。この事件において、夫婦は一九六四年に婚姻し、二十一才で大学生の子が一人いた。妻は婚姻前より歯科衛生学者として働いていたが、一九八四年に仕事上の事故により、自立できる合理的な可能性を全く失ってしまった。夫は健康についていくつか問題があるが、仕事中毒者 (*workaholic*) とられるほどよく働いた。一九七七年頃、婚姻は危機におち入り、夫は家庭を離れ、アパートに移った。別居に当り、夫は妻の消費支出について何の制約もしなかった。妻は永久に労働不可能であり、二万二・〇〇〇ドルの廃疾年金 (*disability pension*) をうけている。夫は年に四〇万ドル以上を稼いでいるが、将来の可能性は明確でない。妻は二万ドルの財産をもち、夫の財産はそれ以上である。姦通を理由とする離婚手続において、妻は彼女自身と子のために離婚扶養料の一時払いと夫婦財産の平等な分割を請求した。オンタリオ州では、*Evans v. Evans* (一九八八) 事件でみたように扶養料の一時払いについて規定している。

妻の請求に対して、裁判所は次のように判断している。すなわち、妻が労働不可能であり、また夫の不安定な健康状態のゆえに、妻にいくらかの保証を与え、住居を購入することを可能にする必要があるとし、夫に対し、

離婚扶養料二十万ドルの一時払いを命じた。この一時払いおよび夫婦財産の平等な分割により、妻は彼女の必要を充たすことができるから、定期的な扶養料の支払いは認めず、大学生の子のため今後五年間、月・五〇〇ドルの支払いを命じている。

(1) R.F.L. 3d. vol.16. p.437.

(2) 村井「カナダの夫婦財産法」神戸学院法学十九巻二号一〇五頁—一二二頁。

□ マニトバ州の *Meltzer v. Meltzer* (一九八九) 事件⁽¹⁾にもみられる。この事件において、夫婦は一九七〇年に婚姻し、一九八六年に別居した。婚姻当時、妻は教師、夫は学生であった。妻は一九七三年に夫の研究に従って旅行するため職を辞した。その後、一九七五年に代用教員の職を得たが、一九七八年に子の出生に伴い、再び職を離れた。夫は別居後、裁判所の命令を受ける以前に、自発的に妻に扶養料を支払っていた。双方とも自発的な支払いを所得税の対象になるものと考えており、婚姻住居も税金との関係で妻の名義としたが、これも夫の債権者による追求から保護するためであった。妻は一九八五年の離婚法のもとで定期払いおよび一時払いの扶養料を請求し、さらに夫婦財産の分割を請求した。

マニトバ州では、さきに *Magne v. Magne* (一九九〇) 事件にみたように、扶養料の一時払いについて規定しているが、その内容は明らかでない。

裁判所はこれに対し、夫は彼の所有する住居の権利を妻に贈与する意思は全くなかった。両者は住居を購入したとき、財源を共同出資した。したがって、妻はその財産を夫婦自身のための復帰信託 (resulting trust) として保有した。夫が在学中に妻が働くことによる夫の経済的利益および家族のために教師という職業を放棄するこ

とによる不利益は、扶養料と関連してくる。妻は教職について自信をもつため、さらに努力すべきである。妻にフルタイムの雇傭を得るための時間を与えるため、彼女は一年間扶養料をうけるべきである。したがって、夫は妻が住居を取得するため三万ドルの一時払いの離婚扶養料を支払うべく命じている。

(一) R.F.L. 3d. vol.22. p.38.

七、配偶者が住居を修理することなどに必要である。

ノバ・スコシニア州の *Mac Naughton v. Mac Naughton* (一九九一) 事件⁽¹⁾にみられる。この事件において、一九八八年九月に夫婦は十年と二カ月の婚姻生活ののち別居した。彼等には十一才、八才および五才の三人の子がある。夫婦の合意により、妻が三人の子を監護し、夫の面接交渉権が確約され、夫は妻および子が婚姻住居を引続いて占有することを認め、婚姻財産は平等に分割するが、夫の分け前は下の子が十六才に達するまで延期された。離婚手続において、原審は夫に対して、妻に住居の譲渡抵当 (*Mortgage*) の支払いのため六・三一九ドル八〇セントの信用を与え、別居後の妻の病気療養の費用、彼女の車および住居の修理費用のため一万五・〇〇〇ドルの一時払い扶養料および子一人につき月三五〇ドルの扶養料の支払いを命じたので、夫が控訴した。

ノバ・スコシニア州では、*McKim v. Donald v. Donald* (一九九三) 事件にみたように、扶養料の一時払いについて規定している。

裁判所は夫の控訴に対して、次のように判断している。すなわち、一時払いの扶養料は特別または直接の必要 (a specific or immediate need) がある場合に是認される。原審がより所としたいくつかの理由は、一時払いを正当なものとはしない。しかし、証拠によって明らかなるところによれば、妻は彼女の新しい車、その価値を

維持し高めるための婚姻住居の修繕および彼女自身の職業的なレベル・アップのため、一時払い扶養料の支払いをうける権利がある。われわれの意見によれば、妻に支払われるべき一時払いの扶養料の金額は七・五〇〇ドルが妥当であり、したがって原審の命令は変更されるとしている。

(1) R. F. L. 3d. vol. 32. p. 312.

(2) 村井「カナダの夫婦財産法」神戸学院法学十九巻二号一〇二頁—一〇四頁。

八、配偶者に婚姻前の健全な精神状態を回復させるために必要である。

サスカチュワン州の *Van Stavern v. Van Stavern* (一九八七) 事件⁽¹⁾ にみられる。この事件において、夫婦は一九八二年に夫が五十二才、妻は四十八才で婚姻したが、妻には先夫との間の二人の子があった。農夫である夫は一九五八年より兄と共同で住宅地を所有 (tenants in common) しており、兄の持分が三分の二であった。婚姻後、この地上に夫婦が住んだ家屋は「住宅」といえるようなものではなく、一種のシェルターにすぎず、約一・二五〇ドルの価値しかない。これに反し、住宅地は全体で七万〇・二五〇ドルと評価される。つまり、建物の価格は土地の価格の三パーセントにすぎない。妻の感情的に不安定な状態は婚姻後、悪化の一途をたどり、夫婦は三年後の一九八五年に別居した。妻は離婚の訴を提起し、扶養料の支払いおよび夫婦財産である住宅地の⁽²⁾分割を請求した。

サスカチュワン州では離婚扶養料の一時払いについて規定は存在しない。

裁判所はこれに対して、次のように判断している。すなわち、そうすることが不公正かつ不衡平でない限り、家屋は平等に分割されるべきである。しかし、住宅地について妻になんらかの権利を与えることは、それが婚姻

よりはるか以前に夫が取得したものであり、婚姻は三カ年しか継続していないことを考えると、不衡平であろう。だが、妻は婚姻の結果として精神状態が悪化し、婚姻前の仕事に戻ることができない。彼女が婚姻前の状態を回復できるようにするため、夫は彼女に離婚扶養料の一時払いとして一万ドルを支払うよう命じている。

(1) R. F. L. 3d. vol. 10. p. 354.

(2) 村井「カナダの夫婦財産法」神戸学院法学十九巻二号一一七頁—一一九頁。

九、配偶者が借金を容易に精算できるようにするために必要である。

トニトバ州の Sukhrum v. Sukhrum (一九八七) 事件⁽¹⁾にみられる。この事件において、夫婦は一九六七年に婚姻し、一九六九年に子が生れ、一九七五年にカナダに移住し、職を得た。一九七七年に夫婦は共通の預金から三・〇〇〇ドルの頭金で一万九・五〇〇ドルの財産を購入し、夫は食料品店を始めた。一九八四年に彼等はさらに、夫が二万ドル、妻が二万一・〇〇〇ドル、合計四万一・〇〇〇ドルの頭金で住居を購入した。しかし、食料品店の売り上げは過去五年間、低下する一方であった。夫は店をコンビニエンス・ストワーに格下げしようと考えたが、近所の反対に直面したため、競争相手の少い他の場所で食料品店を続けようとする。妻は別居後、離婚の訴を提起し、一時払いの扶養料として、一万五・〇〇〇ドルおよび月五〇〇ドルないし七〇〇ドルの支払いを求めた。

妻は一時払いの離婚扶養料により彼女の借金を清算するつもりである。彼女は兄から八・〇〇〇ドル、姉妹から三・〇〇〇ドルを含め、一万九・八七四ドルの借金があった。彼女は六・〇〇〇ドルを車のローンに、二・〇〇〇ドルを兄が経営する食料品店からの食品の購入などに支出していた。また、十七才になる息子の証言によれ

ば、夫は彼に、もし何事かが起れば彼は家族の前から姿を消し、二度と現われず、扶養料などの支払いはせず、むしろ刑務所に行くといっていた。

マニトバ州では、離婚扶養料の一時払いに関して、*Magne v. Magne* (一九九〇) 事件にみたように、一九七八年の「家族扶養法」(Family Maintenance Act) の第二十五条に規定があるが、その内容は資料の関係で明らかでない。

右のような事情のもとで、裁判所は、夫に対して、一万五・〇〇〇ドルの一時払いの扶養料および子のため月に四〇〇ドルの扶養料の支払いを命じている。

(一) R.F.L. 3d. vol.7. p.453.

十、配偶者が婚姻によって失った経済的な利益を補償するのに必要である。

□ オンタリオ州の *Ormerod v. Ormerod* (一九九〇) 事件^①にみられる。この事件において、夫婦は一九六六年に婚姻し、一九八七年に別居した。双生子を出産したが、一九七五年にその一人が耳のきこえないことを発見したとき、妻は家族の世話をするため看護婦の仕事を離れた。別居後、妻は仕事に復帰できるよう、再教育をうけ始めた。耳のきこえない子は夫と共に引越し、妻はもう一人の子と婚姻住居に留まった。婚姻住居は二八万ドルの価値があるが、三万六・〇〇〇ドルの債務の担保となっている。夫は月に六・三三三ドルを稼ぎ、妻子の扶養料に二・六五〇ドルを支払っている。妻は仕事に復帰するために必要な金額についての専門家による鑑定書および彼女が仕事を中断した結果として将来得べかりし利益の喪失が十万三・〇〇〇ドルであることを示す報告書を提出した。夫は妻の報告書に対応して、保険統計数理士 (actuary) の報告書を提出した。離婚手続において、

夫婦は婚姻財産の分割を請求し、妻はさらに離婚扶養料の支払いを求めた。

オンタリオ州では、*Routeley v. Routeley* (一九八八) 事件にみたように、離婚扶養料の一時払いについて規定している。

裁判所はこれに対し、次のように判断している。すなわち、婚姻住居を売却し、代金を平等に分割し、夫は妻に十萬九一四ドルを支払うこと、さらに加えて、夫は妻が仕事を中断したことによる得べかりし利益の喪失の賠償として十萬三・〇〇〇ドルの扶養料を一時に支払うよう命じている。

(一) R. F. L. 3d. vol. 27. p. 225.

□ オンタリオ州の *Elliot v. Elliot* (一九九二) 事件⁽¹⁾にもみられる。この事件において、夫婦は一九七八年に婚姻し、一九九〇年に別居した。妻はベル・カナダという会社に勤め、婚姻直前に地位が昇格したばかりであった。一九八一年に妻は職を離れ、一九八九年まで戻らなかった。一九八三年に夫は職を失い、妻がベル・カナダに雇われるよう努力した。別居後、妻は以前の職場にフルタイムの職を探したが、パートタイムしかなかった。彼女がフルタイムの職を得られるかどうか、明確でない。妻は離婚の訴を提起し、彼女自身と二人の子のための扶養料、子の監護、婚姻財産の公平な分割⁽²⁾および彼女の婚姻による経済的な損失を賠償してもらうための一時払いの離婚扶養料の支払いを請求した。

専門家の鑑定により、妻が婚姻により離職したときから、訴の提起までの彼女の得べかりし収入の損失は、一九八一年より一九九二年までの間の昇格を考慮に入れ、税金を控除して、十萬五・四七一ドルと評価されている。子の監護および面接に関する問題は夫婦間で解決されたので、裁判所は妻の離婚請求を認容し、過去における経

済的な損失の賠償とし十萬五・四七一ドルの一時払いに加え、妻は子が就学するまで雇傭の機会を得られないことにより、将来における経済的な利益の喪失による賠償として、五萬二・七三五ドルの一時払い扶養料の支払いを命じている。

(一) R.F.L. 3d. vol.27. p.225.

③ マニトバ州の *Monks v. Monks* (一九九三) 事件^①にもみられる。この事件において、夫婦は一九七二年にブリテイッシュ・コロンビア州で婚姻したが、一九九一年にマニトバ州で別居した。夫がブリテイッシュ・コロンビア大学の博士コースに入学したとき、夫婦間で、夫がバンクラーに移り、勉強を続ける旨を合意した。しばらくして、妻はカナダ太平洋航空会社 (*Canadian Pacific Airlines*) で働き出した。夫が卒業後、夫婦はウイニペッグに移ったが、夫がウイニペッグ大学の助教授としての職を得たのみであった。妻は移転の準備ができなかったため、欠勤の許可を得ていた。その後、彼女は職を維持するため、バンクラーとマニトバの間を乗務していた。だが、一九七八年、彼女は同会社のウイニペッグ支店に勤務した。妻が離婚の訴を提起し、彼女と二人の子のために離婚扶養料の一時払いを請求した。

マニトバ州では、さきの *Magne v. Magne* (一九九一) 事件で指摘したとおり、離婚扶養料の一時払いについて規定しているが、その内容は明らかでない。

妻の主張するところによれば、現在、三萬九・〇〇〇ドルの年収があるが、ウイニペッグは支店であり、本社はバンクラーにあり、昇格の機会はバンクラーの方が格段に多い。たびたびウイニペッグで管理職への昇格の申出をうけたが、その地位が安定していないという理由で拒否していた。夫はマニトバ大学助教授として年収

六万三・〇〇〇ドルを得ている。彼女が夫に従ってくることに、夫が現在の地位を得ることができたのである。ある範囲において、彼女の職業を犠牲に供してきた。それは月額にして一・四五七ドルに相当する。このような事情のもとで、裁判所は夫に対し、妻が過去に仕事の機会を失ったことに対する償いとして、離婚扶養料の一時払い八・〇〇〇ドルおよび二人の子それぞれのために月二五〇ドルの扶養料を支払うよう命じている。

(一) R.F.L. 3d. vol. 44. p. 459.

六 お わ り に

離婚後の扶養料の一時払いについて、わが国の場合と異なり、夫婦財産の分割とは別個の問題として解決しているカナダの事情を探ってみた。一九八四年頃までのコモン・ロー諸州の判例に現われたところを綜合するとき、第四節の最初にみたとおり、裁判所が離婚扶養料の一時払いを容認する事情として、十個の項目に分けることができた。第五節ではさらにそれ以降、一九八〇年代の後半から一九九三年にいたるまでの判例のなかから十九件を選んで詳細に検討した結果、一応、それらを十個の項目に分けることができた。これはあくまでも、数多くの判例のなかで一時払いの請求が認められた事例の一部のみをとり出し、さらに適切と判断されるふるいにかけた結果として、そういえるにすぎない。また、さきにもみた十個の項目とあとの十個の内容を対照するとき、当事者間で過去に存在したさまざまな事情にこだわるものから、将来にのみ眼を向けるものまで、いろいろみられるが、内容の重複している項目がほとんど存在しないことも、われわれの注意を引くに充分であらう。そのなかでもとくに、あとの十番目の項目、つまり、「配偶者が婚姻によって失った経済的な利益を補償するのに必要である」

というのに関連して次のように指摘される。すなわち、欧米においても、離婚後扶養は広く知られているが、夫婦であったことに基づく長期の経済的援助としてのアリモニー的扶養から、離婚後は自己責任を原則とした上で、職業上のハンディを回復するまでの一定期間補償するという考え方に変ってきている⁽¹⁾というのである。婚姻中に夫婦が役割を分担することによって本人に不本位ながら発生した経済的な不利益をこれによって補償することを離婚扶養料の重要な理由づけとして高く評価している。時の流れと共に新しい合理的な理由づけが姿をみせることは、離婚扶養料の一時払いについても例外ではないことを右のような事情からも充分に理解することができよう。

ここでもう一つの問題として、裁判所によって支払いを命じられた離婚扶養料の一時払いの金額を整理してみよう。第五節で検討した十九の判例のうち、金額の不明な一件を除いて、ここでは便宜上、カナダの一ドルを100円として換算し、金額の少ないものから順に並べてみる。二番目に出てくる4・000ドルのみ、妻から夫に支払われている。

三・五〇〇ドル	三五万円
四・〇〇〇ドル	四〇万円
六・五〇〇ドル	六五万円
七・〇〇〇ドル	七〇万円
七・五〇〇ドル	七五万円
一〇・〇〇〇ドル	一〇〇万円
一五・〇〇〇ドル	一五〇万円

二二・〇〇〇ドル	二二〇万円
三〇・〇〇〇ドル	三〇〇万円
五二・七三五ドル	五二七万円
六〇・〇〇〇ドル	六〇〇万円
一〇〇・〇〇〇ドル	一・〇〇〇万円
二〇〇・〇〇〇ドル	二・〇〇〇万円

ということになる。これをさらに大別すれば

一〇・〇〇〇ドルまで	十件
六〇・〇〇〇ドルまで	六件
一〇〇・〇〇〇ドル以上	二件

となる。日本円にして二五万円から百万円までが過半数を占めており、最高額が二・〇〇〇万円となっている。離婚後の扶養料の一時払いとしてこのような金額が果してカナダにおいて妥当なものかどうか、これはまた別の観点から判断しなければならない問題として残されよう。

カナダにおいては、夫婦共有財産の分割と全く別個の問題として、離婚後の扶養料という独立した項目のもとに、一定の金額の一時払いを命じることができる。このような事情と対照的に、わが国においては、民法の建前から、裁判所が財産分与という枠のなかに夫婦共有財産の清算と離婚後の扶養料を含めて認定してしまうため、財産分与と離婚後の扶養料がそれぞれのような割合になっているのか、明確でない場合が多い。もちろん、本稿の最初に指摘したように、離婚後の扶養という意味での財産分与としてその金額を明示するものもあるが、少

数に留まっているのが実情であり、ひいてはこのことが配偶者の離婚後の生活を不安定にする大きな要因の一つをなしている。平成八年一月十六日の法制審議会民法部会による「民法の一部を改正する法律要綱案」では、第六―協議上の離婚―のなかで、具体的な財産分与の内容を決定するため、現行の第七六八条三項と比較し、より詳細な判断基準を提起している。⁽²⁾これを土台にしてさらに一步を進め、離婚扶養料の支払いに関して新しい規定を設ける方向へと検討していくべき時期にきていると思われる。

(1) 日本弁護士連合会「これからの結婚と離婚」一七二頁。

(2) 法制審議会民法部会「民法の一部を改正する法律案要綱案」ジュリスト一〇八四号一二七頁。